

法律の改正により児童手当の制度が変わりました

児童手当法の一部改正により、支給対象年齢の拡大と所得制限の限度額の引き上げが平成18年4月1日にさかのぼって適用となりました。

現在、小学校4～6学年の児童を養育している方、所得制限で支給されなかった方は新規認定請求または額改定請求の手続きが必要となります。
(現在、小学校第4学年の児童を養育し、平成17年度に支給を受けている方は継続となり、手続きは不要です。)

今回の改正は、経過措置の期間内(平成18年9月30日まで)に新規認定請求をした場合、4月分からさかのぼっての支給となります。手続きはお早めに行ってください。(9月30日を過ぎて申請した場合、申請を受けた日の翌月から支給となります。)

改正内容

①支給対象年齢
小学校第3学年修了前

← 小学校修了前

②所得制限限度額
下の表のとおり



新規認定請求が必要な方
・現在、小学校第4～6学年の児童がいて、児童手当の支給を受けていない方

額改定認定請求が必要な方
・小学校第5、6学年の児童がいて、現在、児童手当を支給されている方

手続きは…

早来地区 住民総合相談室
(早来庁舎)
追分地区 福祉課(ぬくもりセンター内)
福祉課児童福祉係

問合せ

福祉課児童福祉係
☎⑤4555
FAX⑤3586

扶養義務者等の数	自営業者(国民年金加入者)		サラマン(厚生年金加入者)	
	旧	新	旧	新
0人	301万円	460万円	460万円	532万円
1人	339万円	498万円	498万円	570万円
2人	377万円	536万円	536万円	608万円
3人	415万円	574万円	574万円	646万円
4人	453万円	612万円	612万円	684万円
5人	491万円	650万円	650万円	722万円

該当する方は、
早めに 手続きを
しましょう!

平成18年度追分地区保健推進員

保健推進員は、追分地区における地域の皆さんと行政とのパイプ役としてお手伝いくださる方です。それぞれ地区で担当する方が決まっていますのでご確認ください。

担当地区	保健推進員名	担当地区	保健推進員名
本町1	大島 光子、中村 則子	若草3	寺下 道子、佐々木 きぬえ、土肥 友子、柿坂 則子、平田 幸枝、秋田 谷 澄子
本町2	徳織 トシ子、板狩 スエ子		
本町3	豊田 恵子、根深 記代子	青葉1	信平 十江子、高階 恵子、丸山 節子
本町4	佐藤 道子、村田 きぬえ、小西 清子、氏家 茂子	青葉2	高橋 美津子、小田桐 光子、工藤 順子、木下 京子、木幡 美保
本町5	三宅 とも子、細川 悦子、藤田 恵美子、高澤 靖子	青葉3	木林 美恵子、木下 禮子、蛭沢 美雪
本町6	東 厚子	白樺1	高橋 郁子、木下 咲子、首藤 ふみ子、清水 京子、濱野 美奈
本町7	岩佐 喜久子、重平 悦子	白樺2	青木 美枝子、藤本 光子、鳥越 真由美
緑が丘	佐藤 千代子、西田 啓子、坂本 明子、田村 富美子、鍋谷 ひふみ	中央JR	田淵 幸枝、高 千代美
		中央公住	木越 栄子、前田 徳子、川上 美代子
柏が丘	奥山 敬子、小村 伸子	旭	林出 光子、佐藤 八千代、末森 結香
花園1	佐々木 由紀	美園	小西 睦子、沼尾 ちづこ
花園2	佐々木 妃都美、八木 芳子	向陽	水尾 聖子
花園3	小笠原 齡子、福田 智栄子、土田 恵美子、穴田 良子	豊栄	土田 美紀子、横井 久子
		弥生	村岡 由紀子、山口 和子、林 てい子
花園4	楠 エマ子	春日	町田 さよ子、高津 藤子
若草1	秋田 雪子、渡辺 聡子	詳しくは、保健課まで(ぬくもりセンター内) ☎⑤4555	
若草2	和野 静子、大内 英美子、大山 二三子、谷津 優子		